

平成 27 年 12 月

お客様各位

塩沢信用組合

法人にかかる利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年（2016 年）1 月より法人に係る利子割（金融機関等がお支払いする預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止される事になりました。

法人のお客様につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息から、地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせ致します。

法人に係る特別徴収が廃止されても、法人の受取る利子利息は、その法人の所得として、法人税割が課税される為、法人の税負担は変わりません。

※尚、個人のお客様については変更はございません。

【対象となる預金】

普通預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金

【税率】

平成 27 年 12 月 31 日お支払い分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払い分
20.315% 国税（所得税）15.315% 地方税（住民税）5%	15.315% 国税（所得税）15.315%

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

平成 25 年 1 月 1 日～平成 49 年 12 月 31 日までは課されており源泉徴収致します。

- ・普通預金、納税準備預金は、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息より地方税を特別徴収致しません。
- ・定期預金、通知預金、定期積金は、平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時、中途解約時にお支払いする預金利息より地方税は特別徴収致しません。

【ご注意点】

※お客様の状況に応じて、取り扱いが異なる場合があります。確定申告をされる場合や、税務上の取り扱い等、詳細につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認下さい。

※平成 27 年 12 月 15 日時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。

詳細は、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認下さい。

以上